

経済振興委員会報告資料

冷泉小跡地の石積み遺構の取り扱いについて

令和4年3月
経済観光文化局

冷泉小跡地の石積み遺構について、下記の通り取り扱い方針案を報告するものである。

1 冷泉小跡地の調査について

(1) 冷泉小跡地の概要

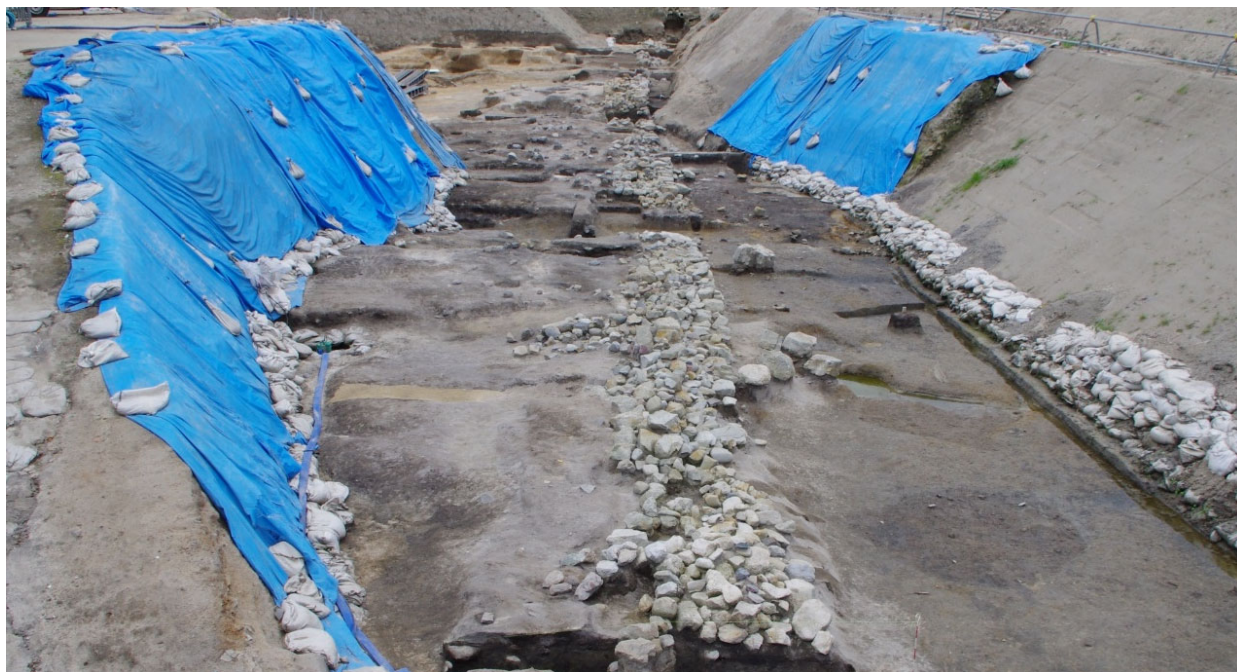
- 住所 福岡市博多区上川端
- 敷地面積 約6,800㎡
- 周知の埋蔵文化財包蔵地 博多遺跡群－中世の国際貿易都市「博多」の遺跡－

(2) 調査経過

- 平成30年4月 跡地活用に伴い、跡地全体を対象に埋蔵文化財の発掘調査に着手
- 令和元年10月29日 11世紀後半～12世紀前半の港の護岸と考えられる遺構の発見を公表
- 令和3年2月 石積み遺構の全長を確認
- 令和4年1月末 調査終了

(3) 調査の概要

- 調査では跡地内を斜めに横断する石積み遺構のほか、石積み遺構が使われなくなって埋め立てられた後に造られた中世の井戸や溝、近世の寺院墓地などを検出した。



石積み遺構（右側が当時の海岸線）



石積み遺構（正面から）

2 石積み遺構について

(1) 概要

- 構造：海岸線に面して石垣状に積み上げた遺構。
- 規模：確認された長さ約70m（推定全長86m以上）、幅約2m、高さ約40～60cm
- 時代：博多が国際貿易都市としての発展を始めた11世紀後半～12世紀前半。
- 関連遺物：輸入品であった中国産陶磁器、貿易に関わった中国商人の名前を記した陶磁器、輸出品であった硫黄など

(2) 評価

- 造られた場所や出土遺物など、いずれも日宋貿易に関わる港の護岸であったことを裏付けるのに十分なものである。
- アジアの玄関口として発展した国際貿易都市博多の起点を示すものであり、博多の都市の成り立ちを理解する上で欠くことのできないものである。
- これまでに発掘された中世の港の遺構においても国内最大規模で、博多における日宋貿易の実態と我が国の国際貿易の歴史を理解する上で非常に重要な遺構で、史跡として保存すべき高い歴史的価値を持つ。

3 取り扱い方針案

- 保存：石積み遺構全体
- 範囲：遺構を中心に幅12m以上×長さ86mの範囲
- 方法：原則、埋め戻し保存
- 指定：国指定を目指す

※国指定地においては、建物や上部空間を覆う構造物の建築に制限。

4 今後の進め方

- 国指定を目指して文化庁との協議を進め、その協議を踏まえて、遺構の歴史的価値を活かした保存、活用を今後検討していく。

